

県北広域振興局長告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年11月22日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 安家玉川線
- 2 供用開始の区間 九戸郡野田村大字玉川第2地割字日当山63番177地先から字日影山64番15地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成28年11月22日から同年12月22日まで